

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">スマート EX サービス会員規約 (前略)</p> <p>第 18 条 (発売開始日前の予約サービス)</p> <p>1. 運送契約は、一部列車の普通車自由席を除き、乗車日の 1 年前の日から旅客営業規則に定める発売日 (以下「発売開始日」という。) の前日までにおいて契約の締結等 (以下「1 年前予約」) を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定の場合があります。また、当社は必要と認めた場合には 1 年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの 1 年前予約申込の件数には限りがあります。</p> <p>2. 当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。また、会員が 1 年前予約を行った列車の発売開始日の <u>14</u> 時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果を通知します。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>改定日 令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月 <u>16</u> 日</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>本規約は令和 5 年 9 月 16 日より施行する。ただし、旅行会社が提供する旅行商品等は令和 5 年 10 月 1 日サービス開始のため、旅行会社、旅行商品等または旅行契約等に関連する規定は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。また、第 18 条は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">スマート EX サービス会員規約 (前略)</p> <p>第 18 条 (発売開始日前の予約サービス)</p> <p>1. 運送契約は、一部列車の普通車自由席を除き、乗車日の 1 年前の日から旅客営業規則に定める発売日 (以下「発売開始日」という。) の前日までにおいて契約の締結等 (以下「1 年前予約」) を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定の場合があります。また、当社は必要と認めた場合には 1 年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの 1 年前予約申込の件数には限りがあります。</p> <p>2. 当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。また、会員が 1 年前予約を行った列車の発売開始日の <u>8</u> 時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果を通知します。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>改定日 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 <u>2</u> 日</p> <p><u>(削る)</u></p>